

R7 下地島空港及び周辺用地利活用促進支援業務 企画提案仕様書

1 業務名

R7 下地島空港及び周辺用地利活用促進支援業務

2 業務期間

契約締結の日から令和8年3月27日まで

3 業務目的

沖縄県では、宮古圏域ひいては沖縄県の振興発展を図ることを目的に、下地島空港及び周辺用地の利活用事業を推進している。本業務は、これまで3期に渡り実施している事業についてのこれまでの振り返り、第4期公募に向けた条件等の整理及び公募に向けた取組みを支援するものである。

これまでの振り返りでは、3期に渡り利活用事業を公募してきたが、未だに広大な利用可能な土地が存している状況にあることから、これまでの状況を踏まえ公募条件の検討等を実施する。

また、検討した後に、第4期公募に向け関係機関との調整・協議等を行い、条件等を整理したうえで公募資料の作成を行う。

なお、公募資料については、下地島空港及び周辺用地の利活用促進事業検討委員会（以下、検討委員会という）において提案募集要項等に対する指導・助言を得るため、委員会の開催に係る支援等を行う。

4 業務内容

下地島空港及び周辺用地の利活用事業（第1期～3期）のこれまでの振り返りとして公募条件の整理等、公募資料作成、検討委員会開催に係る支援等を行う。

(1) サウンディング等及び公募条件の整理等の実施。

① サウンディング／周知広報活動の実施

- ・ 事業実施条件の精査や参画意欲の確認、から民間事業者にサウンディングを行う。
- ・ なお、本事業に広く関心を持ってもらい、提案につなげられるよう周知広報の観点から幅広く実施すること。

※サウンディングの手法、周知広報については提案内容によるものとする。

② 公募条件の確認・整理

- ・ 事業実施条件、インフラ関連、公募範囲等について関連する関係機関と調整を諮り、とりまとめる。（県と調整先との協議・対話(*1)への参加、必要資料の作成を含む）

(*1) 協議・対話は、オンライン・メールで実施する。

③公募の枠組みの検討

- ・①及び別途実施している共同研究の成果を踏まえ、公募方法、事業者選定方法など、公募の枠組みを検討する。
- ・業務の実施にあたっては、共同研究の実施者と必要に応じて調整を行うこと。

(2) 第4期の準備・公募資料作成に係る支援、検討委員会開催に係る支援等

①公募資料作成に係る支援

- ・事業実施・条件、インフラ関連、公募範囲等について関連する関係機関と調整を諮り、とりまとめる。(県と調整先との協議・対話への参加、必要資料の作成を含む) (*1)
- ・公募資料の作成(提案募集要項、インフォメーションパッケージ、事業実施条件、提出様式、参考資料一覧等)
- ・利活用候補事業の選定時、基本合意締結時における評価・基準の設定(*1)協議・対話は、オンライン・メールで実施する。

②公募支援及び検討委員会開催に係る支援

- ・検討委員会への資料作成及び運営(*2) (*3)
 - (*2) 委員会は2回の開催を想定(沖縄県庁での開催を想定)
 - (*3) 委員会開催時の経費等(会場及び備品使用料、印刷製本費、委員旅費・謝金等の経費全般)は、実際の支出に伴う精算変更の対象とする。

5 企画提案書の内容

(1) 業務実施方針(2ページ以内)

本業務を効率的かつ効果的に実施し、所定の目的を達成するために必要な業務実施方針、業務フロー、業務工程計画について記載する。

(2) 下地島空港及び周辺用地の利活用事業に係る支援について(2ページ以内)

下地島空港及び周辺用地の利活用事業に係る支援業務の実施手法及び実施内容について記載する

(3) その他(2ページ以内)

その他、業務目的の確実な達成並びに業務成果の精度を高めるために有意な取り組みがあれば提案する。

※なお、過年度に空港課が発注した本業務に類似する業務を受注した際に得た情報については、審査の対象とはしない。

6 予算に関する要件

本業務に係る予算は17,974,000円(消費税込み)であり、この範囲内で業務目的を達成するために効率的かつ効果的な企画提案を行うこと。ただし、当該予算は企画提案のために設定した金額であり、契約金額ではない。

7 提案にあたっての留意事項

(1) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の契約

の仕様書とは異なる場合がある。

- (2) 企画提案が選定された場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (3) 本仕様書記載の業務の内容については、実施段階で予算や諸事情により変更することがある。

8 業務の再委託の制限

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

- ・ 契約金額の 50 % を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負させることはできない。また、企画提案募集要領 2（1）から（6）の応募資格に該当しない者に契約の履行を委任し、又は請負させることはできない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

○その他、簡易な業務

- ・ 資料の収集・整理
- ・ 複写・印刷・製本
- ・ 原稿・データの入力及び集計

9 成果品

- (1) 業務報告書を作成し提出すること。
- (2) 提出部数は印刷製本 2 部、電子記録媒体 1 部とする。
- (3) 成果品の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。

10 著作権

本業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。

11 その他留意事項

- (1) この仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者の双方が

協議して定めるものとする。

- (2) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項 (※) の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(※) 契約保証金について (沖縄県財務規則抜粋)

第 101 条 令第 167 条の 16 第 1 項の規定による契約保証金の率は、契約金額 (長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額) の 100 分の 10 以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令 (昭和 22 年勅令第 165 号) 第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 契約の相手方が国 (独立行政法人、公社及び公団を含む。) 又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。